政府機関の情報セキュリティ対策のための統一技術基準の改定について（概要）

資料１

昨今の政府機関等を対象とした標的型攻撃の顕在化、情報技術や利用環境の変化に対応し、運用の更なる実効性の向上等を図るため、政府機関統一技術基準を見直し

○新たな脅威等への対応

標的型攻撃に対する技術的な対策の明確化、災害時の継続的な運用

＊**標的型攻撃対策**に関する**項を設け**、**侵入及び感染拡大防止**に関する**遵守事項を追加**

＊**パスワードを設定**する時は、**必要なセキュリティ上の強度を持つ**ような機能の設定等の規定を追記

＊可用性を担保するため、**通信回線装置の設定情報のバックアップ**等に関する規定を追記

○情報技術・利用環境の変化への対応

IPv6技術の導入対策、区域における対策の明確化

＊準拠製品の選択、ﾌｨﾙﾀﾘﾝｸﾞ機能の適切な設定等、**IPv6技術の導入に伴う対策**を追加

＊**情報を取り扱う区域**にクラス区分を設け、**クラスに応じた対策の実施**に関する**規定を追加**

○基準運用の実効性の向上

リスク分析の実効性を確保

＊従来の「基本遵守事項」（必須）と「強化遵守事項」（必要に応じて実施）の**枠組みを廃止**し、すべての遵守事項について、各府省庁における**確実なリスク分析の実施**

今後のスケジュール（予定）

４　月

●統一技術基準の改定：CISO等連絡会議において審議・決定

●統一規範・運用指針・統一管理基準の改定：情報セキュリティ政策会議において審議・決定

５月以降

●各府省庁におけるセキュリティポリシーに反映

●省庁ポリシーに基づく情報セキュリティ対策の実施

政府機関統一基準群と省庁対策基準との関係 （参考）

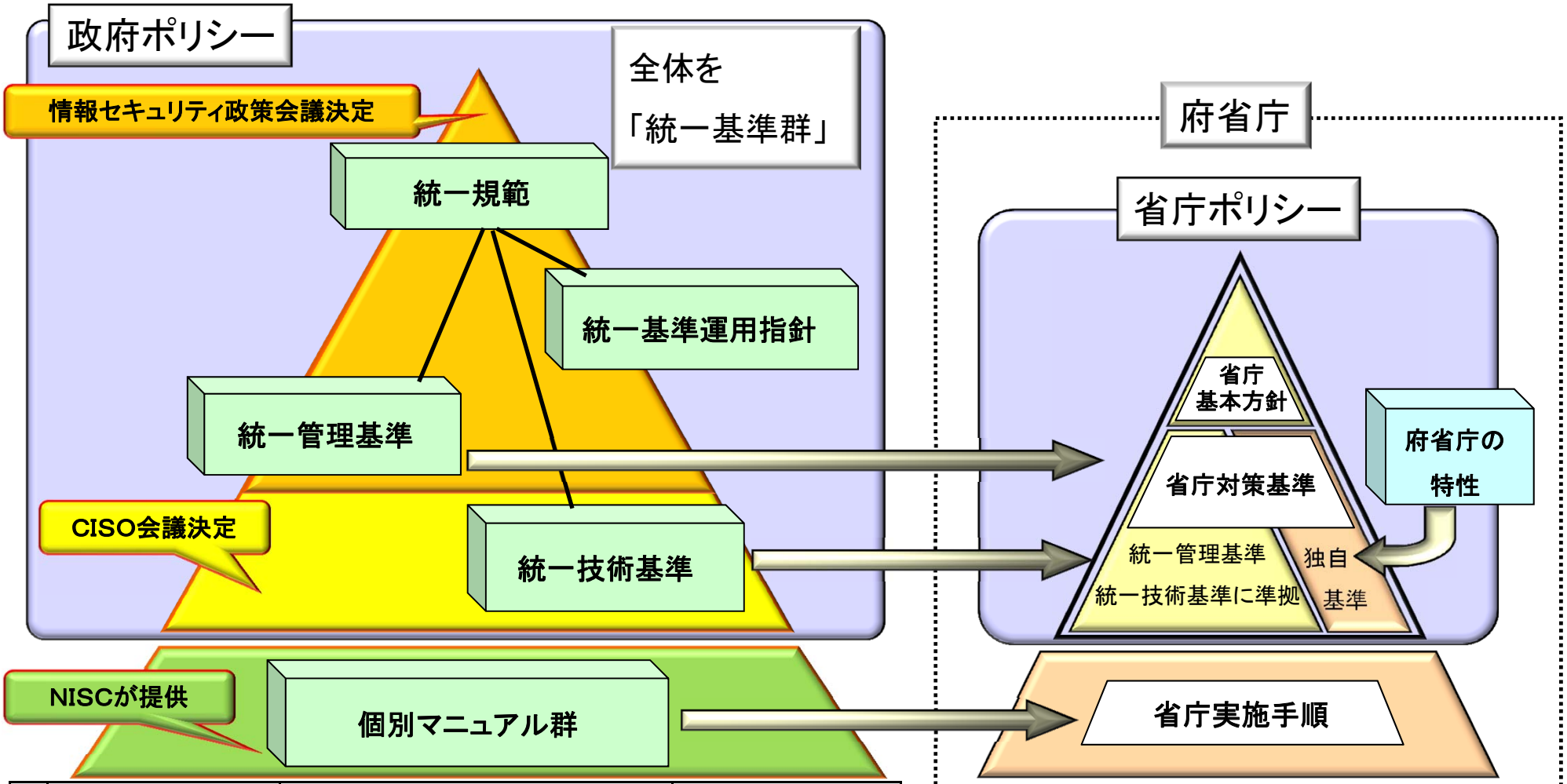

	体系	内容	決定機関
1	統一規範	情報セキュリティ基本方針	政策会議
2	統一基準運用指針	情報セキュリティマネジメントの指針	政策会議
3	統一管理基準	情報セキュリティポリシー （基本編）	政策会議
4	統一技術基準	情報セキュリティポリシー （技術編）	CISO等連絡会議

府省庁は、省庁ポリシー等に基づき情報セキュリティ対策を実施

※ 統一技術基準については、各府省庁において技術的対策を柔軟に講じられるよう統一基準と決裁を分離し、より機動的な運用を可能としている。